

人材システム改革推進本部会議本部長  
平成 22 年 6 月 16 日制定  
平成 26 年 2 月 5 日一部改正  
平成 28 年 1 月 20 日一部改正  
平成 29 年 1 月 11 日一部改正  
企画戦略会議  
平成 29 年 5 月 10 日一部改正  
平成 31 年 1 月 16 日一部改正  
(平成 30 年 12 月 19 日適用)

## 部局におけるテニュアトラック制度の骨子について

本学では、科学技術振興調整費によるテニュアトラック制度を平成 20 年度から実施しており、第一期中期計画における重点研究領域である光・電子・情報分野及び生命・環境科学分野で 10 名のテニュアトラック教員を採用し、活動しているところである。この経験を活かして本学独自のテニュアトラック制度の運用を図るため、下記により制度の骨子を取りまとめた。

### 記

#### 1 研究分野

本学の重点研究分野（光応用・イメージング、環境・エネルギーシステム、グリーンバイオ科学）及びその他の研究分野

#### 2 対象部局・所属

学部、研究科、創造科学技術大学院、電子工学研究所及びグリーン科学技術研究所

#### 3 職名（新職名）

テニュアトラック助教、テニュアトラック講師、テニュアトラック准教授

#### 4 職務

研究活動を主とするが、一部教育活動も行うものとする。

なお、部局等の管理運営は、原則として軽減措置を図るものとする。

#### 5 任期

採用日から 5 年任期とする。ただし、3 年目の中間評価で高い評価を得た者には昇任を検討する。

5 年目に最終評価を行い、テニュア審査合格者を当該部局の講師、准教授又は教授とする。

#### 6 給与等

教職員給与規程及び教職員退職手当規程を適用する。

#### 7 採用枠

採用枠は、毎年 2～3 名とする。

#### 8 優遇措置

##### a 研究費（理系の場合）

(1) 1 年度目 350 万円、2 年度目 140 万円、3 年度目～5 年度目 70 万円、計 700 万円（外部資金及び学長裁量経費）

(2) 1 1 月以降採用の場合は、1 年度目 350 万円の一部を、2 年度目、6 年度目に措置することができる。この場合、6 年度目の上限額は 70 万円とする。

(3) ライフイベント等により、任期延長が認められた場合は、任期延長期間に応じて、各年度の執行残額を措置することができる。

- (4) 卓越研究員として採用された場合、テニュアトラック期間の1年度目、2年度目にあつては研究費を措置しないものとし、3年度目、4年度目、5年度目にあつてはa(1)の1年度目、2年度目、3年度目の研究費を、それぞれ措置する。
- (5) 平成29年3月31日以前に採用されたテニュアトラック教員に係る研究費の取扱いについては、改正後の骨子の規定にかかわらず、なお従前の例による。

b 研究スペース(基本) 助教・講師: 50 m<sup>2</sup>(研究室・実験室)  
准教授: 75 m<sup>2</sup>(研究室・実験室)

c 研究費(文系の場合)

- (1) 1年度目140万円、2年度目70万円、3年度目～5年度目50万円、計360万円(外部資金及び学長裁量経費)
- (2) 11月以降採用の場合は、1年度目140万円の一部を、2年度目、6年度目に措置することができる。この場合、6年度目の上限額は50万円とする。
- (3) ライフイベント等により、任期延長が認められた場合は、任期延長期間に応じて、各年度の執行残額を措置することができる。
- (4) 卓越研究員として採用された場合、テニュアトラック期間の1年度目、2年度目にあつては、研究費を措置しないものとし、3年度目、4年度目、5年度目にあつてはc(1)の1年度目、2年度目、3年度目の研究費を、それぞれ措置する。
- (5) 平成29年3月31日以前に採用されたテニュアトラック教員に係る研究費の取扱いについては、改正後の骨子の規定にかかわらず、なお従前の例による。

d 研究スペース(基本) 助教・講師・准教授: 25 m<sup>2</sup>(研究室・実験室)

9 育成システム

- a メンター シニア教員をメンターとして配置する。
- b 交流会 テニュアトラック教員と一般教職員との交流会を実施する。

10 選考方法

- a 公募 国際公募
- b 選考委員 当該部局以外から、学外の選考委員を含み半数を選出する。

11 その他

原則として、部局への人件費補助は行わない。ただし、人件費に不足が生じる場合は、一般の人件費管理ルールに従って相談に応じることとする。

また、女性教員の場合は、女性研究者(教育者)採用加速システムの実施に関するガイドライン等を適用するものとする。

以上